平成２６年（フ）第８６号
山梨県甲府市大里町3717番地２
債務者　片野　和男
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
岡山市東区浅川71番地４
債務者　崎塩　和彦
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠岡　丈記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７号
大分市大字田尻949番地の５田尻団地21号
債務者　三浦　裕介
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巨瀬　慧人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
大分県宇佐市大字下矢部1481番地の１
債務者　今戸　輝幸
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１８０号
大阪府門真市四宮６丁目８番３号
債務者　前田　　薫
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９０号
大阪府八尾市田井中１丁目27番地事業団宿舎５―208号
債務者　大谷　秀一
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５２号
大阪市浪速区大国３丁目７番９―518号
債務者　上濵　真邦
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５３号
大阪府茨木市天王１丁目７番13―106号
債務者　廣瀬久美子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６３号
大阪市中央区島之内２丁目７番22―602号
債務者　今村　武春
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８７号
大阪市平野区加美西１丁目４番15号
債務者　浅田　和子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０５号
大阪府守口市大宮通３丁目16番８―502号
債務者　松谷　将人
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２９号
大阪府高槻市大塚町１丁目13番39号
債務者　大西　史明
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５５号
大阪市北区中崎西４丁目３番30―203号、前住所京都市伏見区羽束師菱川町554番地
債務者　岡田　賢孝
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７１号
大阪市住之江区御崎６丁目４番26号　Ａ―３
債務者　岩佐戸紘平
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２６号
大阪府茨木市鮎川１丁目４番19号
債務者　清水由加利
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３９号
大阪市城東区東中浜９丁目８番２―410号
債務者　太田　　司
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７３号
大阪市東淀川区淡路２丁目16番５―101号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　尾池　忠志
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９１号
大阪府吹田市日の出町９番21号
債務者　太田　明子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部